

就職相談室を開設

町では、5月9日より日雇関係の離職者と、町内に居住し、現在失業中の人にたいして、就職あっせん指導を専門におこなう窓口を設けました。窓口相談室は、役場協働の室です。おきがるに利用されるようお知らせします。時間は午前8時30分より正午迄です。

発行所 福岡県遠賀郡水巻町役場 発行人 西尾 司 編集人 広報編集委員会(企画室内) 印刷所 冷牟田印刷合資会社 電話(代表) 0536

一般会計 4億1千7拾7万9千円 41年度予算決まる

町勢 振興 基本事業に重点 財源六割が国庫依存

昭和四十一年度水巻町予算は三月二十八日、昭和四十一年第二回定例議会において議決、成立しました。一般会計予算の総額は、四億一千七百九十九千円となり、日雇の閉山などによる町税の大巾な減少にもかかわらず、前年度予算額二億七千五百九十万三千円を大きく上廻りしています。



西尾町長

本年度予算案を議会に提出するに当たり、西尾町長は町財政の現状と予算案作成の基本方針について、概要つきのような説明をしました。町長 現在の地方財政は、水巻町のみならず全国的に悪化しており、国への依存度をますます強める傾向にあります。町の財政計画も歳入面では地方税、地方交付税の伸びが病気になるたとき、町が負担する給付費の六十パーセントを見込む費用)の見込み額は三千六百万円となっており、これに対して、みなさんが支払う国民健康保険税は一千三百万円程度しかありません。この差額二千三百万円と、事業を運営していくためのいろいろの繰り入れを受けずに独立して事業を運営していくためには、収入の繰り入れを受けなければなりません。

特別 独立採算へ努力

な経費四百万円が不足します。この不足分は国・県から補助を受け、業運営ができるよう、税の期限内の完納や不要な受診をしないなどの工夫が求められます。また、みなさんの協力を強くお願いいたします。生活資金融通事業 本年度の保険給付費(みなさん) 国民健康保険税は、法では療養 七百七十一万五千円の歳出合計

Table 1: 41年度一般会計予算集計表 (単位千円). Columns: 歳入区分, 本年度予算額, 前年度予算額, 増減額, 増減率. Rows: 1 町税, 2 地方交付税, 3 分担金及負担金, 4 使用料及手数料, 5 国庫支出金, 6 県支出金, 7 財産収入, 8 寄附金, 9 繰入金, 10 繰越金, 11 諸収, 12 町債, 歳入合計.

Table 2: 41年度予算集計別内訳 (単位千円). Columns: 区分, 本年度予算額, 前年度予算額, 増減額, 増減率. Rows: 1 人件費, 2 物件費, 3 維持補修費, 4 扶助費, 5 補助費等, 6 普通建設事業費, 7 災害復旧事業費, 8 失業対策事業費, 9 公債費, 10 積立金, 11 積出金, 12 積入金, 13 繰入金, 14 予備費, 歳出合計.

一般会計歳入について 一般会計歳入については、日雇関係の固定資産税、鉦産税、住民税の減収は大きく、これら自主財源に変わるものとして地方交付税、国庫支出金、地方債に財政を確保する。

Table 3: 41年度国民健康保険税予算集計表 (単位千円). Columns: 歳入区分, 金額, 歳出区分, 金額. Rows: 1 国民健康保険税, 2 使用料及手数料, 3 国庫支出金, 4 県支出金, 5 財産収入, 6 繰入金, 7 諸収, 8 繰越金, 歳入合計.

Table 4: 41年度水道事業予算集計表 (単位千円). Columns: 歳入区分, 金額, 歳出区分, 金額. Rows: 1 使用料及手数料, 2 諸収入, 3 繰入金, 4 繰越金, 歳入合計.

- ① 自主財源の充実を図り、住民の福祉を増進するためのマスタープラン実施計画を優先させ、予算の重点配分に努める。
② 不急の経費は極力削減し、新規事業については特に重要、緊急なものに限る。
③ 一般の経費は極力押さえる。
④ 掘削水利用組合賦金 九〇万円
⑤ 企業誘引対策費 三〇万円
⑥ 商工経営改善指導費 四〇万円
⑦ 商工振興費 四〇万円
⑧ 炭鉱職業者緊急就労対策費 (項末一繰改良工事) 六五〇万円
⑨ 道路改良工事費 一〇〇万円
⑩ 橋梁改良工事費 一〇〇万円
⑪ 河川改修費 三〇〇万円
⑫ 町営住宅建設費一、三四〇万円
⑬ 町営住宅建設費二、三四〇万円
⑭ 頃末小学校防音工事費 九、八五〇万円
⑮ 南中学校鉦産復旧工事費 七、七〇〇万円
⑯ 町営住宅鉦産復旧工事費 三、三〇〇万円

五月は河川愛護月間 川をきれいにするには、みんなの協力が必要です。つぎのようなことはみなさんがよくご存知のことですが、公共の河川を守るために気をつけましょう。
◇ 川の中に、ゴミやドロなどを捨てないように
◇ 川の土、砂、堤防のしばふなどを、許可なくとることはできません。
◇ 川の堤から車をおろすため、勝手に堤の土をけずるようなこともしないでください。
◇ 川原に許可なく農作物をつくったり、ウシ、ヒツジ、ヤギなどを放すこともできません。



